

令和 5 年 4 月 28 日

5 月 8 日以降の新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症が令和 5 年 5 月 8 日より、感染症法の「5 類感染症」に変更されますが、基本的な感染対策の実施については、当分の間、令和 5 年 3 月 7 日付け事務連絡、「市における 3 月 13 日以降の新型コロナウイルス感染症対策について」に記載されているとおり運用する。

【参考】

事務連絡
令和5年3月7日

本部員各位

焼津市新型コロナウイルス感染症対策本部長
(防災部・総務部)

市における3月13日以降の新型コロナウイルス感染症対策について（通知）

県では、3月3日に新型コロナウイルスの感染状況や医療ひっ迫状況等を国評価レベル2からレベル1（感染小康期）に引き下げました。

また、新型コロナウイルス感染症対策におけるマスクの着用について、国から、「令和5年3月13日以降は、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とする」との考え方が示されたことに伴い、本市における令和5年3月13日以降の新型コロナウイルス感染症対策については、当分の間、下記のとおりとしますので、貴部局の職員に周知されますよう、通知します。

記

1 勤務時における職員のマスクの着用

マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とする。

ただし、窓口部門及び高齢者等重症化リスクの高い者と接する部門の職員には、マスクの着用を推奨する。

また、様々な場面に対応できるようマスクを携行する。

2 来庁者の取扱い

マスク着用については、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、来庁者の判断を尊重する。

したがって、マスクを未着用の来庁者に対し、マスク着用の声掛けはしない。

3 庁舎における感染対策

基本的な感染対策は重要であるため、現在実施しているサーモグラフィカメラ、消毒液、飛沫防止パネル等の設置並びに消毒及び換気等については、引き続き実施する。

なお、サーモグラフィカメラについては、マスク未着時のアナウンスが行われないよう、設定を変更する。

4 公共施設における取扱い

上記に準ずるものとする。

防災部防災計画課
総務部人事課